

久留米広域合併協議会
第1回会議録

於 久留米市役所 401会議室

平成15年1月17日(金)

久留米広域合併協議会第1回会議録

平成15年1月17日(金)

10時00分開会

久留米市役所 401会議室

○出席委員(28名)

*北野町の委員4名は未決定

久留米市

白石勝洋 会長
十中大雅 委員
八尋良治 委員
前川博 委員
今村信義 委員
岩辺康平 委員

城島町

佐藤利幸 委員(副会長)
宮田康敏 委員
堀正文 委員
中島昌明 委員
今村新 委員
中島宏輔 委員

田主丸町

馬田博 委員(副会長)
小西和義 委員
刈茅貴俊 委員
古賀正邦 委員
清水公子 委員
中野寛 委員
三浦俊明 委員

三潯町

砂山惣吉 委員(副会長)
内田満 委員
毛利正光 委員
田中義一 委員
寺島廣記 委員
富松章子 委員
江島忠幸 委員

北野町

秋吉喜一郎 委員(副会長)
浦野典幸 委員
益永工三子 委員

○欠席委員(2名)

久留米市

古賀喜美子 委員

城島町

平田正 委員

久留米広域合併協議会（第1回）

（午前10時00分 開会）

議長（白石勝洋君） 皆様おはようございます。

定刻になりましたので、久留米広域合併協議会の第1回会議を開催させていただきます。

私は、1月10日の法定協議会の設置によりまして、規約に基づき会長に互選された久留米市長の白石でございます。

なおまた、規約に従いまして会長が議長を務めるということに相なっておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。本協議会がスムーズな運営、そして内容のある十分な協議が進められるように全力を尽くしてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

皆様ご承知のとおり、合併協議会は合併に関しますあらゆる事項につきましてご協議を行っていただく、そういう組織でございます。合併特例法第3条で、合併協議会の任務は、新市建設計画の作成及びその他、市町村の合併に関する協議とされております。

また、協議された事項につきましては、住民の皆様積極的に公表して、自分たちの地域の将来を考える材料にさせていただくこととなります。

合併はご案内のとおり、数年後を考えてということではなくて、もうちょっと長期に、50年100年後を見据えた、子供や孫の時代のふるさつをつくるための大きな事業でございます。

委員の皆様方には、平成17年の3月末までの限られました時間の中で、膨大な事務事業の調整、あるいは協議を行っていただくこととなります。

少子高齢化、あるいは情報化、国際化などの中で、どのようにすれば住民の福祉が図られるかを十分論議をしていただきたいと存じます。どうか委員の皆様方、よろしくお願い申し上げます。

なお、委員の皆様への委嘱につきましては、本来、お一人お一人に委嘱状をお渡しし、

委員就任をお願いすべきではございますが、時間の関係もございまして、皆様方の机の上に委嘱状を用意させていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは本日ご出席をいただきました委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

事務局からお名前をお呼び申し上げますので、恐れ入りますが、その場でお立ちいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局（田中） それでは委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、久留米市でございます。

十中大雅委員。（おはようございます。よろしくお願いいたします。）

八尋良治委員。（おはようございます。よろしくお願いします。）

前川 博委員。（おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。）

今村信義委員。（おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。）

岩辺康平委員。（おはようございます。よろしくお願いいたします。）

なお、古賀喜美子委員は本日ご欠席でございます。

続きまして、田主丸の委員の皆様をご紹介いたします。

馬田 博委員。（おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。）

馬田委員には副会長をお願いしております。

小西和義委員。（小西でございます。よろしくお願いいたします。）

刈茅貴俊委員。（刈茅です。よろしくお願いいたします。）

古賀正邦委員。（古賀でございます。よろしくお願いいたします。）

清水公子委員。（清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。）

中野 寛委員。（中野でございます。どうぞよろしく。）

三浦俊明委員。（三浦でございます。よろしくお願いします。）

続きまして、北野町でございます。

秋吉喜一郎委員。（おはようございます。よろしくお願いします。）

秋吉喜一郎委員も副会長でございます。

浦野典幸委員。（浦野でございます。よろしくお願いします。）

益永エミ子委員。（益永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。）

なお、2号委員、3号委員それぞれ2名の方につきましては、それぞれの団体からの推薦等が本日の会議に間に合っておりませんので、空欄となっておりますけれども、来週中には決定されるということで伺っております。

続きまして、城島町でございます。

佐藤利幸委員。（よろしくお願いいたします。）

佐藤委員も副会長でございます。

宮田康敏委員。（おはようございます。宮田でございます。よろしくお願いいたします。）

堀 正文委員。（堀です。よろしくお願いいたします。）

中島昌明委員。（おはようございます。中島です。どうぞよろしく。）

今村 新委員。（今村です。よろしくお願いいたします。）

中島宏輔委員。（中島です。よろしくお願いいたします。）

なお、平田 正委員は本日ご欠席でございます。

続きまして、三瀨町でございます。

砂山惣吉委員。（おはようございます。よろしくお願いいたします。）

砂山委員も副会長でございます。

内田 満委員。（おはようございます。内田でございます。よろしくお願いいたします。す）

毛利正光委員。（おはようございます。毛利でございます。何かとお世話になります。よろしくお願いいたします。）

田中義一委員。（よろしくお願いいたします。）

寺島廣記委員。（寺島です。よろしくお願いいたします。）

富松章子委員。（富松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。）

江島忠幸委員。（おはようございます。よろしくお願いいたします。）

以上でございます。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

御来賓を御紹介申し上げたいと思います。

開会に当たりまして、本日大変お忙しい中に、福岡県の総務部地方課合併支援室の米倉秀之主幹にご来賓としてお越しをいただいております。

なお、米倉主幹には、本協議会のアドバイザーをお願いしております。では米倉主幹、一言ごあいさつをいただければと思います。

福岡県総務部地方課合併支援室主幹（米倉秀之君） おはようございます。県の合併支援室、米倉でございます。

本日は、この久留米広域合併協議会第1回の会議が開催されましたことを心からお喜び申し上げます。

本協議会は、県内で現時点で5番目の法定合併協議会ということになります。あわせて、住民発議によることなく、任意合併協議会という準備段階を経まして発足された法定合併協議会といたしましては、県内初ということになります。

皆様ご存じのとおり、合併特例法の期限が17年の3月までということになっておりまして、現在各市町村におかれましては、この合併特例法の期限を見据えた対応というものが求められているところでございます。

特に本協議会におかれましては、構成市町の数が1市4町ということで比較的多いございますので、今から先の合併協議、それから合併協議後の電算統合等の合併準備、これらにつきましては相当の期間が要するのではないかということが予想されます。これらの期間を十分にお考えになりました上で、合併特例法の期限も見据えた上で、この時期に法定合併協議会が立ち上がったということは、大変意義深いものだと考えております。

県合併支援室といたしましても、本協議会の合併協議が円滑に進みますように、できる限りの情報提供なり助言なりをさせていただきたいと考えているところでございます。

最後になりましたが、本協議会の中核市を目指した合併協議が順調に進みますことを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

本日はおめでとうございます。（拍手）

議長（白石勝洋君） どうも大変ありがとうございました。

今後ともよろしく願い申し上げたいと存じます。

それでは委員の皆様の出席状況について、事務局から報告を申し上げます。

事務局（田中） 委員 3 4 名中 2 8 名の出席でございますので、定足数に達していることをご報告いたします。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

それでは会議の運営上、まず最初に第 2 号議案「協議会の会議運営に関する規程」についてお諮りを申し上げます。

規約の第 9 条第 3 項に従いまして、本協議会の会議の議事、その他、会議の運営に関し必要なことは、会長が会議に諮って定めることとなっております。

それでは「協議会の会議の運営に関する規程」の主なポイントにつきまして、事務局からご説明を申し上げます。

お願いします。

事務局（田中） お手元の資料の 2 4 ページ・2 5 ページをお開きいただきたいと思えます。

第 2 号議案 久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程

久留米広域合併協議会規約第 9 条第 3 項の規程に基づき、久留米広域合併協議会の会議の運営に関する規程を別紙のとおり制定することについて承認を求めます。

2 5 ページに、その規程を掲げております。

第 1 条は趣旨でございます。

第 2 条につきましては、会議は原則公開とする。ただし、委員の過半数の同意があったときは非公開するというので、会議の原則公開を謳っております。

第 3 条は、会議の開会、閉会、あるいは発言等に関する会議の開会等について規定したものでございます。

第 4 条は、会議の進行について、議事に関し委員の意見が整わず、会議の進行に支障が生じた場合は、会長及び副会長により会議の進行方法について協議し、これを定めるものと規定しております。

第 5 条は、会議の傍聴についてでございます。この傍聴について議長が別に定めることとしております。

第 6 条に、会議録の調製について掲げております。

また会議録には、議長及び議長が指名する2人の委員が署名するというので、会議録に関する規定を定めております。

第7条は規律、第8条が附則でございます。

なお、この規程は、ご承認いただきますと本日、平成15年1月17日からの施行になります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より会議運営に関する規程のご説明がございました。

委員の皆様、ご質問、ご意見がございましたらお願い申し上げたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（白石勝洋君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（白石勝洋君） それではご意見もないようでございますので、第2号議案の協議会の会議運営に関する規程につきましては、原案のとおり承認することにさせていただきます。ありがとうございました。

本協議会の会議は、原則公開となりました。

傍聴についてでございますが、本日の傍聴希望者はおられませんので、ご報告を申し上げます。

それでは経過説明に移りたいと存じます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（村上） 久留米広域合併協議会の設置に関しまして、その経過をご報告させていただきます。

久留米広域任意協議会の解散が決まりました昨年12月26日の任意協議会第6回の会議が終了しました後、久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の1市4町の市長さん、町長さん集まられまして、久留米広域での合併の今後についての話し合いが行われたところでございます。

その中では、合併の実現までには事務事業の協議・調整、また電算システムの調整など

膨大な時間を要すると、そういうことから一日も早い法定協議会の設置について申し合わせが行われたところでございます。

各市・町におかれましては、この申し合わせに基づきまして議会と精力的にご協議をいただき、1月10日に臨時議会を招集しまして、法定協議会設置議案を審議していただくと、そういうことになった次第でございます。

そうしまして、1月10日の各市・町の臨時議会におかれまして、久留米広域合併協議会設置議案がいずれも賛成多数で可決、また同日、1市4町で久留米広域合併協議会設置が告示をされました。

これらの手続を経まして、1月10日付でこの久留米広域合併協議会の設置を見たところでございます。

なお、規約に従いまして、同日に1市4町の市長さん、首長さんによりまして、会長・副会長の選任が行われました。その結果、会長には久留米市の白石市長、副会長には田主丸町の馬田町長、北野町の秋吉町長、城島町の佐藤町長、三潆町の砂山町長がそれぞれ互選されたところでございます。

また、同日付で事務局も設置をされまして、さらには15日の午前中には福岡県に、この久留米広域合併協議会の設置の届けを済ませたところでもございます。

また、15日の午後から久留米広域合併協議会幹事会を開催していただきまして、久留米広域合併協議会第1回目、本日の会議の開催日、その中で協議をしていただく議案、諸規程、報告事項を話し合っていたいただきまして、本日の会議開催に至った次第でございます。

以上、広域合併協議会に關します本日までの経過報告といたします。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、報告の第1号に移ります。

本協議会の設置について事務局より報告をいたさせます。

なお、報告の第2号、会長及び副会長の選任についてもあわせて報告をいたさせます。

どうぞ事務局、お願いいたします。

事務局（田中） それでは報告第1号 久留米広域合併協議会の設置について、並びに第2号の会長及び副会長の選任についての報告をさせていただきます。

資料の第1ページをお開きください。

報告第1号 久留米広域合併協議会の設置について。

久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町が協議した結果、別紙規約のとおり、久留米広域合併協議会を平成15年1月10日に設置したので報告するものでございます。

なお、規約についてポイントを説明させていただきたいと思います。

2ページをお開きください。

協議会規約第1条は、協議会の設置についてでございます。

第2条は、協議会の名称ということで、久留米広域合併協議会という名称を定めております。

第3条は、協議会の事務といたしまして、1市4町の合併に関する協議、法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成並びにそのほか1市4町の合併に関する必要な事項ということで、協議会の事務を定めております。

第4条は、事務所の定めでございます。

第5条は組織ということで、会長及び委員34名以内をもって組織すると規定をいたしております。

第6条は、会長、副会長及び幹事についての規定でございます。会長は1市4町の長のうちから互選により定める。また副会長は、次条、第7条第1項第1号の規定により委員となるべき者をもって充てるということで、会長に充てられた者を除く1市4町の長ということで定めております。

また5項で、協議会に監事2名を置き、委員の中から会長が協議会に諮り選任するということで、規定させていただいています。

第7条は、委員についての規定でございます。

第1号が、1市4町の長。

第2号が、議会がそれぞれ推薦した議会の委員。

第3号が、学識経験を有する者。

なお、委員は非常勤となっております。

第8条が、会議についてでございます。

会議につきましては、会長が招集する。また、あらかじめ開催日時、それから付議する事項、そういったふうなものを委員に通知しなければならない。

第9条が、会議の運営についてでございますが、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

また、会議の議長等、会議の運営についての規定を定めております。

第10条で、必要に応じ委員以外の者を出席要請し、助言を求める。あるいは1市4町の関係職員を会議に出席させ、説明を求めるということで、委員以外の者の出席について定めております。

第11条は、小委員会についてでございます。

事務の一部について調査・審議などを行うために小委員会を置くことができるということで、規定をいたしております。

なお、小委員会に関しては、会長が協議会に諮り、別に定めるという規定を設けております。

第12条が、幹事会及び専門部会についてでございます。

協議会に提案する事項及びそういったふうなものについて事前に調整するために幹事会を置く。また、専門的に協議をするために、幹事会に専門部会を置く。

13条が、事務局に関する規定でございます。

14条が、経費の負担に関するものでございます。

15条は監査、16条は財務に関する事項でございます。

第17条は報酬及び費用弁償、18条が協議会の解散の場合の措置、19条が附則ということで、この規約は告示の日からということで、平成15年1月10日からの施行になっております。

続きまして、報告第2号の久留米広域合併協議会の会長及び副会長の選任についてでございます。

7ページをお開きください。

久留米広域合併協議会規約第6条第1項及び同条第3項の規定に基づき、久留米市長、田主丸町長、北野町長、城島町長、三潴町長の互選の結果、次のとおりに決定したので報

告するものでございます。

会長が白石久留米市長、また副会長に馬田田主丸町長、秋吉北野町長、佐藤城島町長、砂山三瀨町長、以上が決定した。

以上で、報告第1号、第2号の説明とさせていただきます。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

続きまして報告の第3号、協議会に係る諸規程の制定について報告をいたさせます。

事務局からお願いいたします。

事務局（田中） 久留米広域合併協議会に係る諸規程の制定について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

この報告第3号として整理しております諸規程につきましては、久留米広域合併協議会規約第12条第3項、第13条3項、第16条、第17条第2項及び第19条の規定に基づきまして、それぞれ会長が既に定めているものでございます。

それでは各規程につきまして説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、主なポイントの説明にとどめさせていただきたいと思っております。

まず、幹事会規程でございます。

9ページをお願いいたします。

これは規約第12条第3項に基づき定めたものでございまして、分掌事務といたしましては、この久留米広域合併協議会に提案する事項につきまして協議・調整を行うものでございます。

組織といたしましては、各市・町の助役さんを初め、それぞれ別表に定める3名の幹事により組織し、事務方の最終の調整機関となるものでございます。

次に、専門部会規程でございます。

10ページをお願いいたします。

これは規約第12条第3項に基づき定めるものでございまして、分掌事務といたしましては、規約の第3条に掲げます合併に関する協議、新市建設計画の作成、その他合併に関し必要な事項につきまして専門的に協議または調整するものとしております。

第3条で専門部会としまして、七つの部会を置くことにしています。

まず、総合調整部会としまして、行政事務の全体に係わります電算調整、人事調整、財政調整、企画調整など各種調整会議を統率します。また、その他の専門部会の連携や調整、また新市建設計画の素案作成などを取りまとめる他、それぞれの分野の合併協定項目、事務事業の協議・調整を行います。

議会部会、総務部会、生活環境部会、保健福祉部会、都市産業部会、教育文化部会の六つの専門部会を設け、それぞれに分科会及びワーキンググループを設置することといたしております。

各部会の分掌事務につきましては、11ページに別表としてまとめておりますので、ご確認いただきたいと思います。

第7条で、この専門部会の庶務につきましては、当該専門部会長の属する市または町の担当が処理することとしております。

次に、事務局規程でございます。

12ページをお願いいたします。

これは規約第13条第3項に基づき定めるものでございまして、事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置くことといたしております。

規定の内容につきましては説明を省略させていただきたいと思いますが、各市・町より事務局事務従事者を出していただき、事務局職員として発令を行ったところでございます。

次に、財務規程でございます。

14ページをお願いいたします。

これは規約第16条に基づき定めるものでございまして、協議会の歳入歳出予算の調整及び決算等につきまして、それぞれ定めているものでございます。

次に、報酬及び費用弁償に関する規程でございますが、17ページをお願いいたします。

これは規約第17条第2項に基づき定めるものでございまして、委員の報酬は日額5,500円といたしております。

次に、情報の公開に関する規程でございます。

18ページをお願いいたします。

これは本協議会の文書、図画、写真、フィルム、及び磁気的情報記録など、文書等の情報公開に関する規程でございます。

第5条で、開示の申し出について制限がないこと、第7条では、対象文書の原則公開を規定し、個人情報等非公開となります文書を列記いたしております。

その他、情報公開についての手続に関して定めておりますが、20ページの第11条で、公開は開示請求のあった翌日から起算し14日以内の開示決定を行うこととし、第15条で費用負担を定めており、各費用につきましては22ページの別表にまとめておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、報告第3号 久留米広域合併協議会に係る諸規程の制定についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

ただいま報告の第1号から第3号までの報告を終わったところでございます。

委員の皆様の方からご質問等ございましたら、お願い申し上げたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（堀 正文君） 4ページの第8条の第2項の中にですね、「あらかじめ委員に通知しなければならない」とありますが、日程的にどのくらい前から通知するのか、その辺を説明いただきたいと思います。

議長（白石勝洋君） 事務局よろしいですか。

事務局（田中） 今回は発足後間もないということで、大変皆さん方にはご迷惑をかけたことを心からおわび申し上げます。

できるだけ早く、最低2週間ぐらい前にはと思っておりますが、後からスケジュール等でまたお話をしようと思っておりましたが、会議につきましては、次年度等につきましては定期開催等も検討したいと、例えば月の第何何曜とかですね、そのような形であらかじめ定めまして、その日に合わせて開催をするというようなことも考えたいと思っております。そういったふうなことで、できるだけ早く御通知できるような、そういうような、またこの協議会に都合をつけて出席していただけるような、そういう工夫をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（白石勝洋君） はい、どうぞ。

委員（堀 正文君） 私がお尋ねしたのはですね、日程は当然早い時期にわかると思うんですよ。いわゆる議案書を何日ぐらい前に配布できるのか、そこをお尋ねしたいんです。

議長（白石勝洋君） もう一度よろしいですか、事務局。

事務局（田中） 議案書につきましては、事前に幹事会等で諮るということが必要でございますが、今考えておりますのは、やはり1週間・2週間前には配れるような形で、最低1週間前には配れるような形で、事前に目を通していただくような、そういうような努力をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（白石勝洋君） よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（白石勝洋君） それでは報告事項を終わらせていただきたいと思います。

次に、協議事項に入るわけでございますが、その前にただいまの報告にございました事務局規程等に基づきます事務局のご紹介を申し上げたと存じます。

事務局、よろしく願いします。

事務局（村上） この合併協議会の事務局、他の業務の兼務職員1名を含めまして15名の職員体制で務めさせていただきたいというふうに思っております。

それぞれ自己紹介をさせていただきます。

私、事務局長を務めます久留米市の村上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（荒木） 事務局次長を務めます久留米市の荒木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（田中） 事務局次長補佐を務めます久留米市の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（池松） 城島町の池松でございます。よろしく願いいたします。

事務局（松藤） 久留米市の松藤です。よろしく願いします。

事務局（永田） 三瀨町の永田です。よろしくお願いいたします。

事務局（井上） 久留米市の井上と言います。よろしくお願いいたします。

事務局（佐藤） 同じく久留米市の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（馬場） 北野町の馬場と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（川崎） 田主丸町の川崎でございます。よろしくお願いいたします。

事務局（黒岩） 久留米市の黒岩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（吉野） 久留米市の吉野と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（柴尾） 久留米市の柴尾と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（森山） 久留米市の森山と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（出利葉） 久留米市の出利葉と言います。よろしくお願いいたします。

事務局（村上） 以上で務めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（白石勝洋君） 以上ですね。はい、ありがとうございました。

皆様方には法期限の平成17年の3月末まで、大変多忙を極めるとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、協議事項に入りたいと存じます。

第1号議案 協議会の監事の選任についてご協議をいたします。

規約の第6条第5項の規定によりまして、会長が2名の監事を委員より選任をし、協議会にお諮りすることとなっております。

この件につきましては、15日に開催されました幹事会での協議により、その選任方法について、お一人目を会長市の久留米市を除く4町の議会から推薦されました、規約第7条第1項、第2号委員の最年長者、そしてお二人目を残り3町の中の同3号委員で最年長者の委員さんを選出したらどうかという、そういうご意見をいただいたところでございます。その選任方法に従いまして、田主丸町の小西和義委員さん、それから三瀨町の田中義一委員さんを監事といたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕（拍手）

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

それではご賛同いただきましたので、お二方にどうぞよろしくお願いいたしますと思

います。ありがとうございました。

続きまして、第3号議案でございますが、小委員会規程を議題とさせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

事務局（田中） 第3号議案 久留米広域合併協議会小委員会規程。

久留米広域合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、久留米広域合併協議会小委員会規程を別紙のとおり制定することについて承認を求めます。

失礼いたしました。資料の26ページをお開きいただきたいと思います。

27ページのその規程等につきましてポイントを御説明いたします。

第1条は趣旨でございます、第2条に分掌事務といたしまして、協議会から付託された事項について調査または審議をするということで、その分掌事務を定めております。

第3条で委員につきまして、小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の委員のうちから指名をするということで、委員の規定を設けております。

組織といたしましては、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。

また、委員長及び副委員長は、委員の互選によるということで、第4条に組織を定めております。

第5条は会議でございます、委員長が招集し、委員の半数以上の出席を必要としております。

また、小委員会を主催いたします委員長が議長になる。また、委員長に事故あるときは、その職務を副委員長が代理するということで、会議についての規定を定めております。

第6条は傍聴についての取り扱いでございます、協議会の会長及び委員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴できるということで、傍聴についての取り扱いを定めております。

また、第7条で、必要に応じて関係者等の出席を求めることができるということで、関係者の出席について定めております。

また第8条で、委員長は小委員会における審議の経過及び結果について会長に報告するということで、報告について定めております。

9条は庶務、また10条は委任ということで、ご承認いただきますと、そこで書いておりますように、本日、平成15年1月17日から施行するということで入れさせていただきます。

いております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたが、何かご質問等ございましょうか。

はい、どうぞ。

委員（刈茅貴俊君） 規程の説明についてはよくわかったんですけどですね、協議会から付託される事項について、今何か具体的に想定されているんでしょうかと、その1点だけです。

議長（白石勝洋君） はい、お願いします。

事務局（田中） 現在のところまだ想定はしておりません。ただ、この協議会は、合併に関しあらゆることを定めるということになっておりまして、この協議会を頻繁に開くことができないような状況もあろうかと思えます。内容等を十分詰める、そういう問題、小委員会に付託しまして、そこで開催しましてですね、それで議論を深めると、そういったふうなことを想定いたしまして、小委員会の規程を設けたところでございます。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

ほかにごございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（白石勝洋君） それでは続きまして、第4号議案の14年度協議会事業計画と関連でございますので、第5号議案の14年度協議会予算も一括してご協議申し上げたいと思えます。

事務局から説明をしてください。

事務局（田中） 第4号議案と第5号議案を一括して説明させていただきます。

まず、第4号議案 平成14年度久留米広域合併協議会の事業計画でございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

また、この事業計画の説明とあわせまして、協議会の協議事項でございます合併協定項目についてのご説明、並びに協議会の組織について、また協議会のスケジュールについてもあわせてご説明させていただきたいと思えます。

28ページをお願いいたします。

平成14年度の事業計画といたしましては、六つの項立てを行っております。

1つ目は、会議の開催につきまして、合併協議会、幹事会、専門部会を適宜開催していくことにしております。この協議会につきましては月に1回程度の開催を予定しているところでございます。

2つ目が、新市建設計画の策定についてでございます。

この新市建設計画の策定につきまして、基本方針の協議並びに必要な調査・研究の実施を予定いたしております。

3つ目が、合併に関する協議でございまして、協議会で合併協定項目並びに協議方針などを決定していただき、協議を進めていただく予定となっております。

4番目が、住民への情報提供ということで、「合併協議会だより」の定期的な発行、さらにはホームページの開設、そういったふうなものによりまして住民の皆様へ情報提供を適宜行っていくこととしております。

5番目が、行政視察の実施についてでございます。

既に合併協議会が設置をされ、ある程度協議が進んでいる先進市への視察を行う予定としております。時期的には2月の後半ぐらい、中旬か後半の実施を考えておるところでございます。

その他につきましては、国や県との調整を挙げております。

29ページをお願いいたします。

これは事業計画の関連資料として、合併協議会で実際どのような事項を協議していくかを簡単にまとめたものでございます。

合併特例法では合併協議会について、合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成と市町村の合併に関する協議を行う場であると規定しております。

まず、合併協定項目についてでございますが、合併の方式や期日など、合併協議の中でも最も重要となる基本的な事項。

次に、議員の定数や任期、農業委員会委員の定数や任期などの合併特例法による協議事項。そして多数の事務事業から協議会が決定した事項と、三つの協議事項に分類し、これ

らの項目について協議をしていただく予定でございます。

また、新市の建設に関する基本的な計画でございます新市建設計画につきましては、建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業、公共的施設の統合・整備に関する事項、財政計画等を中心に協議していただく予定としております。

次に、協議会の組織についてご説明させていただきます。

30ページをお願いいたします。

この組織図は、諸規程のご報告の中でご説明させていただいた組織について、その概要をあらわした表でございます。

まず、一番上段が、本日の会議でございます広域合併協議会となっております。

会長と委員34名での構成となっております。

また、その右の方に点線で結んでおりますけども、アドバイザーといたしまして、本日も御出席いただいておりますが、福岡県の職員の方をお願いをしたいと思います。

それから協議会から付託された事項を調査・審議いたします小委員会を設けることができるとしております。

協議会の下に、各市・町助役さんを初めとする各3名で構成します幹事会を設けており、ここで協議会にお諮りする議案等について協議・調整をいたします。

そして、新市建設計画や事務事業について協議・調整する七つの専門部会を設置しております。

さらに、この専門部会の下には、専門的に事務事業を調査・研究する分科会やワーキンググループを置くことができることとしております。

このように、首長、議会、学識経験者によって組織する合併協議会、そして助役をトップとして組織する幹事会、行政事務レベルで組織する専門部会と、大きく三つの組織により今後、1市4町による合併の協議を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、合併協議会のスケジュールについてご説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

この表は、新市発足までの大まかなスケジュールについて著した図となっております。詳細なスケジュールにつきましては、今後さらに詰めていきたいと考えております。

まず、合併協定項目及び新市建設計画につきましては、平成15年度内での協議終了を目標に考えております。いささか厳しいスケジュールとは思われますが、約1年間で協定項目の協議を終える予定としているところでございます。

また翌年、平成16年度は合併に向けた国や県への手続を行い、特例法の期限でございます平成17年3月末までの新市発足を目指していくこととしており、また今年度につきましては、合併協議会の開催とともに、1月の後半に、協議会委員の皆様、あるいは職員、また議員の皆様への研修会、また2月後半に行政視察を予定させていただいております。

以上が、事業計画及びスケジュールについての説明でございます。

続きまして、第5号議案 平成14年度久留米広域合併協議会予算についてでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。

平成14年度久留米広域合併協議会予算を次のとおり定めることについて承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ880万3,000円を提案しております。

まず、歳出からご説明いたします。

33ページをお願いいたします。

初めに、1款・運営費のうち1項・会議費140万3,000円は、協議会及び協議会幹事会の開催に係る経費でありまして、協議会委員への報酬、会議録作成委託、及び会場借り上げ料が主なものでございます。

また、協議会のアドバイザーとして県職員の派遣についてお願いしたいと考えておりますので、その費用弁償等の経費を計上しております。

なお、協議会は、14年度中は月1回の予定で、合計3回を予定しているところでございます。

2項・事務局費143万3,000円は、事務局運営に要する管理経費でございまして、県地方課との協議及び視察のための旅費、パソコン・公用車等の借り上げ料が主なものでございます。

次に、2款・事業費でございます。

2款・事業費586万7,000円は、協議会の視察のための旅費、広報紙の発行に係る印刷製本費、及び各種広報啓発のための委託料が主なものでございます。

最後に、3款・予備費についてでございますが、予定外の支出や予算の不足に充てるために、10万円ほど計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

まず、1款・負担金880万円は、協議会のすべての経費に対する構成市・町協議会の負担金でございます。

各市・町の負担額は、経費総額を平等割(30%)と人口割(70%)に分けて計算したのとなっております。

内訳といたしましては、久留米市が530万、田主丸町が100万、北野町が90万、城島町・三瀨町がそれぞれ80万を計上いたしておるところでございます。

次に、2款の手数料1,000円は、情報公開に係る手数料の科目存置でございます。

また、3款・諸収入は、預金利子その他の雑入に係る科目存置でございます。

以上、第5号議案の平成14年度久留米広域合併協議会の予算についての説明とさせていただきます。

議長(白石勝洋君) はい、ありがとうございました。

ただいま第4号議案並びに第5号議案、関連ございますので一括してご説明をさせていただきました。

両議案につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員(刈茅貴俊君) 聞きづらいことというか、率直にお聞きしたいと思います。私は田主丸の議会から出てきておりますけど、実は、この合併協議会で新市建設計画が進めていかれるわけですけど、任意協議会の方でつくられました新市まちづくり構想、この構想をこの新市建設計画をつくりに当たりまして、どのように位置づけられているのか。私は初めて今日、この会議に来ておりますし、町の議会では町長がそれなりに答弁をいただいておりますけど、公式な場ですら、どのようにその任意協議会の新市まちづくり構想を

この合併協議会の中で位置づけられて新市建設計画を進められるのか、言葉をいただいて持ち帰りまして、私たち出身母体の議会に報告が求められておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（白石勝洋君） よろしいですか。

事務局（村上） 任意協議会の中でも、まちづくり構想の位置づけについてはお話し合いをいただいたわけでございますけども、基本的にその中で整理をしていただいておりますのは、この法定協議会の中で整理をしていただきます新市建設計画の基本構想、そういう部分に基本的には反映をしていくという形のもので位置づけを整理していただいております。

この新市建設計画、大きく分けまして基本構想部分、それから基本計画部分、そういう二つのジャンルで整理されてくるものというふうに考えておりますけども、その中の基本構想に関する部分、これに基本的には反映をしていくという形で考えております。

ただ、御承知のように、基本構想2市6町をベースにして整理をしている部分がございますので、そういった部分については当然、再整理される部分が出てまいるというふうに思っておるところでございます。

議長（白石勝洋君） よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

副会長（秋吉喜一郎君） ちょっと質問させていただきたいんですが、我々町側として一番懸念をいたしておりますのが、一部事務組合関係が非常に懸念をいたしております。はい、別れますよ、出ますよというわけにはまいりません。だから当然、今まで構成をいたしております事務組合に迷惑がかからないような、そういう抜け方をせないかんわけですから、そういう面で専門部会、一応職員で構成をするということになっておりますが、例えば水道にいたしましても、私の方は三井水道企業団という1市2町で企業団を持っておりまして、悪いことに私が企業長をいたしております。そういう関係もありますので、その専門部会の中に、そういったような一部事務組合の事務局、そういうのを加えていた

だいたら大変ありがたいなと。これがスムーズにいきませんと、なかなかそれからはぐれることはできませんので、ぜひそういう面、考慮をいただきたいと思っております。

私は、企業長なり組合長なり幾つもしておりますので、双方代理をせないかんような形になりますので、その点、ご配慮いただきたいと思っております。

これ私の方だけじゃなくて、いろいろ各町ともそれぞれの事情があると思しますので、その点を配慮いただいて委員会なりの構成に加えていただきたいと要望いたします。よろしく願いいたします。

議長（白石勝洋君） ありがとうございます。

まさにそういったご意見、当然だと思っておりますが、事務局よろしいですか。

事務局（村上） きょう基本的に組織の関係等、整理をしていただきますと、私共早急に、具体的な作業に入ります専門部会の構成等を図ってまいりたいというふうに思っております。その中で、今いただきましたご意見については十分整理をさせていただきたいと思っております。

議長（白石勝洋君） ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

委員（寺島廣記君） 先ほど北野町の町長さんがご質問なされたことと同じになるかと思えますけどですね、今のは一部事務組合でしたけど、我々委員が今、専門部会はそれぞれの担当職員、町の職員ということになっておりますけれど、我々委員が要望なり意見を願うする場合は、どちらにあるんでしょうか。

議長（白石勝洋君） はい、わかりました。

よろしいですか。

事務局（村上） まず、事務サイドの仕事としましては、前回の任意協議会の中でいただいたいろんな意見、そういったものをこの法定協議会の中でどういうふうに整理をしていくかと、そういった作業も大きな作業、引き継ぎ作業というのも大事な作業として出てくるのではないかというふうに思っております。

それからいろんなご意見、この場でいただきましたご意見については当然またそういう形になりますし、それぞれ幹事会等でもいろんな場面場面においては、それぞれの委員さ

んのご意見もいただきながら整理をしまいたしますので、そういったいろんな一つ一つのプロセスの中で十分ご意見もいただきながら、また反映しながら、この協議会運営してまいりたいというふうに思っているところでございます。

委員（寺島廣記君） 済みません。よく意味がわからなかったんですけどですね、その専門部会の中で、我々がその専門部会に出席して意見を申し上げることができるんですか。

事務局（村上） ちょっと私の説明が不十分で申しわけありませんでした。

専門部会は、先ほどご説明申し上げましたように、職員で構成する組織になっております。ただ、この委員さん、いろんな形の中で、それぞれの町のそのそういった担当の方にも、またこういう場でも、それから日ごろのいろんな委員さんとしての活動の中でも私共なり、またそれぞれの町のそれぞれの担当の方にもご意見なりいただくとお思いますので、そういった分については、必要なものについては、この専門委員会の論議の中で整理をする部分もありましょうし、この協議会の中でご協議いただく部分も出てくるとお思います。そういった分については、内容とか時期も十分踏まえながら十分ご意見を聞き、また反映できるように運営をしまりたいというふうに考えているところでございます。

委員（寺島廣記君） この委員会ではですね、その小さい細部にわたってはお話ができないと思うんですね、その時間的にも無理だろうしですね。だから小さく突き詰めたところのお話し合いをどなたとしたらいいかということなんです。

議長（白石勝洋君） いいですか。

事務局（村上） もちろん、私共事務局もでございます。それからそれぞれの町にも、それぞれこの合併に関する担当職員もおります。そういったところ、それからまた今お話しありました大きな課題についてはこういう場面とか、その内容によってですね、いろんなルートを使って、色々ご意見いただければと思っているところでございます。

委員（寺島廣記君） はい、わかりました。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

ほかにごございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（白石勝洋君） それではご意見も出尽くしたようでございますので、以上をもちまして、この4号議案、5号議案については原案のとおり決定をさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました協議事項はすべて終了をいたしました。

次に、その他の事項に移りたいと存じます。

まず、事務局、何かございますか。

事務局（田中） 事務局の方から、当面のスケジュールについてお話をさせていただきたいと思っております。

事務局では、当面のスケジュールといたしまして、1月下旬から2月上旬ごろ、合併協議会主催といたしまして、協議会の委員の皆様、各構成市・町の議員の皆様、また職員の皆様に対する研修、合同の研修会を開催、その合同の研修会について今検討しているところでございます。

これは何分にも、今回の合併協議会の検討内容、すべて初めてのことでございまして、また時間も限られております。このため、事務処理並びに会議の円滑な処理・運営に資するために開催しようとするものでございます。

次に、第2回の合併協議会の開催でございますが、2月中下旬を考えたいと思っております。

なお、本日の委員報酬につきましては、次回の協議会におきまして、合わせてお支払いさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（白石勝洋君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から研修会、あるいは第2回の法定協議会の開催予定につきましてご説明がございました。この件で何かご質問等ございましたら。

はい、どうぞ。

委員（古賀正邦君） 田主丸の古賀でございます。研修会にしても、次回の協議会にしても、非常にあいまいですね、ほかのスケジュールを立てるのの支障になっておりますが、何かきちんとした期日の設定はできませんか。

議長（白石勝洋君） はい、事務局お願いします。

事務局（村上） 今おっしゃいましたように、ちょっと時期的にですね、曖昧になっておりますが、一つは研修会を1月下旬か2月の上旬というふうにお話し申し上げましたのは、講師のスケジュール、それからその中では先行市からも講師としておいでいただきたいというふうに思っておりますものですから、その講師の、それから先行市の選定にちょっと時間を要しているということをごさいます、できるだけ早くこの日程については決めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから誠に申し訳ないんですけど、第2回目についても、先ほどちょっと時期的なものを少し幅の広い言い方をさせていただいてるんですけども、これも市・町によっては、2月の下旬ぐらいに議会がもう始まる場所もございます。そういった議会との日程等の関係もございますので、ちょっとそういった全体的な他市・町の何と申しますか、そういったスケジュールの把握・調整に時間を要しておるとというのが現在の状況でございまして、これについてもできるだけ早目に調整をいたしまして、先ほどお話がありましたように、日程、それから場所等については、できるだけ早くご通知できるように努力をいたしたいというふうを考えているところでございます。

議長（白石勝洋君） よろしいですか。

できるだけ早目にご通知ができますようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（白石勝洋君） それではないようでございますので、次に会議録の署名人の指名をさせていただきたいと存じます。

久留米市の十中大雅委員さん、それから田主丸町の小西和義委員さんをご指名申し上げます。

後日、会議録が調製できました後、事務局から持参をいたさせますので、ご確認の上、ご署名をお願い申し上げたいと存じます。

それでは、以上をもちまして、久留米広域合併協議会第1回会議を終了させていただきます。

委員の皆様方、大変ありがとうございました。

お疲れさまでございました。（拍手）

（午前 11 時 00 分 閉会）

久留米広域合併協議会会議の運営に関する規程第 6 条第 2 項の規定により署名する

議 長 白石 勝洋

委 員 十中 大雅

委 員 小西 和義